

目次

告 示

- 健康保険法による保険医登録 (保 険 課) 1
- 昭和36年度理容師試験合格者 (薬事環境衛生課) 2
- 昭和36年度美容師試験合格者 (同) 3
- 昭和36年度クリーニング師試験合格者 (同) 4
- 昭和36年度三重県臨時種畜検査成績 (畜 産 課) 7
- 公有水面埋立しゅん工認可 (河 川 課) 7

訓 令

- 県庁構内電話使用規程 (庶 務 課) 8
- 三重県自作農維持創設資金貸付適格審査委員会
規程の一部改正 (農林計画課) 12

庁中事項

- 叙任及び辞令 (予 防 課) 12
- 同伴 (医 務 課) 14
- 同伴 (人 事 課) 15
- 同伴 (水 産 課) 15

公 告

- 農産物検査場所指定 (農 政 課) 15

雑 報

- 無縁墳墓の改葬について (薬事環境衛生課) 16

お知らせ

- 争議行為の通知の公表について (労 政 課) 19

告 示

●三重県告示第726号

健康保険法 (大正11年法律第70号)第43条ノ5の規定により、
次を保険医として登録した。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 寛

登録の記号 及び番号	氏 名	登録年月日
三医 2002	山本 宗平	昭36.11.15
三医 2003	黒瀬 健吉	同 上
三医 2004	坂本 哲夫	昭36.11.16

三重県公報

第八千九百七十四号

火 曜 日

昭和三十六年十二月十二日

明治三十五年三月二十六日第三種郵便物認可 (毎週火、金曜日発行)

53	47	佐野 道子	66	60	横谷うめ子
54	48	豊田 礼子	67	61	羽根 伸子
55	49	勝田恵美子	69	62	堤 勝彦
56	50	小林 キヨ	70	63	鳥羽 弘子
57	51	西本 たか	71	64	小倉 富雄
58	52	北村 清子	72	65	乙部 賢二
59	53	広 早苗	73	66	光田 弘子
60	54	筒井喜代美	74	67	水谷 美好
61	55	奥村 勝代	76	68	矢田 妙子
62	56	青木 美恵	78	69	中村はつ子
63	57	中村 昭子	79	70	上田富貴子
64	58	山川 輝	80	71	杉野 郁代
65	59	松田 節子			

●三重県告示第728号

昭和36年度美容師試験合格者は昭和36年11月20日次のとおり決定した。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 覚

実地受 験番号	合格 番号	氏 名	実地受 験番号	合格 番号	氏 名
1	1	永石レイ子	19	17	矢本 雅子
2	2	並河富美恵	20	18	佐藤 行子
3	3	近藤 睦	21	19	島田乃利子
4	4	加藤 好子	22	20	矢野ちひろ
6	5	井村恵美子	23	21	山本 哲栄
7	6	中島美和子	24	22	柳生ちづ子
8	7	豊田 祥子	25	23	湯田富美子
9	8	谷口 亮子	26	24	西地 正美
10	9	川村美智子	27	25	浜浦嘉代子
11	10	水谷 組子	29	26	中野 みき
12	11	板崎 英子	30	27	平野佳代子
13	12	山下加代子	31	28	奥村 三近
15	13	稲垣 昭子	32	29	金森志津子
16	14	久津岡栄子	33	30	岩森 勝子
17	15	林 君子	34	31	小林 秀
18	16	加藤レイ子	37	32	沢田久美子

三医	2005	中山 秀樹	同	上
三医	2006	小野 重夫	同	上
三医	2007	矢田 琢美	同	上
三医	2008	田中 丈二	同	上
三医	2009	豊田 長明	同	上
三医	2010	岡 康	同	上

●三重県告示第727号

昭和36年度理容師試験合格者は昭和36年11月20日次のとおり決定した。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 覚

実地受 験番号	合格 番号	氏 名	実地受 験番号	合格 番号	氏 名
2	1	倉知 功丈	28	24	納戸ひふみ
3	2	後藤 教勝	29	25	高山 弘子
4	3	生川 隆子	30	26	植田満喜栄
5	4	亀谷 好子	31	27	山口千恵子
6	5	浅野 こう	32	28	中西さな子
7	6	竹内 政枝	33	29	伊藤 夏子
8	7	人見 一美	34	30	遠 健一郎
9	8	古芝 磯雄	35	31	中尾 悦子
11	9	藤高 紀子	36	32	吉田 豊子
12	10	千葉 節子	37	33	樋口 義雄
15	11	鄭 辰子	39	34	西崎 宏
16	12	東 多津	40	35	斎藤 毅
17	13	西川 房子	41	36	下村 きん
18	14	吉田 末子	42	37	浜口 順治
19	15	西 久	43	38	堀井 純子
20	16	林 つゆ子	44	39	浦芝 久視
21	17	黒田 礼子	45	40	川合 伊助
22	18	森本 五鈴	46	41	高須 節代
23	19	西尾 泰輝	47	42	湊 博文
24	20	辻 良雄	48	43	仲 武司
25	21	佐野 博康	49	44	中村 公也
26	22	小川 光治	50	45	梶川 和昭
27	23	大島一二三	51	46	畑野 真弓

45	43	石川 靖郎	82	79	伊東 良幸
46	44	谷中 満	83	80	内田日出男
47	45	竹内 正全	84	81	沢野 茂夫
48	46	宮崎 信之	85	82	下田 佐市
49	47	沢山 末雄	86	83	下田佐喜雄
50	48	堀川 孝饒	87	84	伊藤 久美
51	49	平田 清	88	85	黒宮 正男
52	50	倉田 律生	89	86	古川 久市
53	51	岡野 富郎	90	87	堀 鋭男
54	52	横山 一男	91	88	矢田 博一
55	53	西川 嘉彦	92	89	酒井 宏
56	54	井上由紀夫	93	90	石橋 賀紀
57	55	太田 栄	94	91	溝口 実
58	56	中島 敏一	95	92	松葉 春男
59	57	水谷 政弘	96	93	中島 実
60	58	伴 俊治	97	94	渡辺 高久
61	59	水谷 弘男	98	95	三輪志づ子
62	60	広田十三男	100	96	林 与
63	61	佐々木光義	101	97	伊藤 豊
64	62	拝郷すゑ	102	98	伊藤 芳子
65	63	拝郷 辰男	103	99	前田つぎ子
66	64	中山 勝三	104	100	前田 義美
67	65	近藤 すみ	105	101	谷口 和彦
68	66	生川 ちづ	106	102	岡 誠也
69	67	下田慶治郎	108	103	坂口 正郎
70	68	下田 和彦	109	104	坂口 元夫
71	69	柴田昭次郎	110	105	服部 雅春
72	70	菅野信次郎	111	106	伊藤 幸輝
73	71	中山 登	112	107	宮崎平四郎
74	72	坂倉 和美	113	108	豊田 栄一
75	73	大橋 仁春	114	109	豊田 治子
76	74	山口 広司	115	110	岡野 光男
78	75	滝上 博	116	111	山内 竹芳
79	76	近藤 正之	117	112	岡野 勝
80	77	古市 克	118	113	宮崎 克美
81	78	増井 敬一	120	114	奥村 博治

38	33	島岡たか子	45	40	吉岡 善子
39	34	大沢 嗣代	46	41	加藤 和枝
40	35	植村美智子	47	42	中田 啓子
41	36	平谷 洋子	49	43	伊藤三枝子
42	37	右京美善子	50	44	中島しづ子
43	38	山下 恵子	51	45	日下部幸子
44	39	平野マリ子			

●三重県告示第729号

昭和36年度クリーニング師試験合格者は昭和36年11月20日次のとおり決定した。

昭和36年12月12日

受験番号		合格番号		氏名		三重県知事		田中 寛	
受験番号	合格番号	氏名	受験番号	合格番号	氏名	田中 寛	田中 寛	田中 寛	田中 寛
1	1	児玉 弘文	23	22	広沢 清信				
2	2	古川 正則	24	23	上杉 清				
3	3	伊藤 宏男	25	24	林 毅一郎				
4	4	近藤 輝幸	26	25	藤岡 勝				
5	5	三輪 忠治	27	26	藤本 幹治				
6	6	山本二一郎	28	27	山本 秀夫				
7	7	富樫 昭一	29	28	南崎 啓吾				
8	8	市川 資孝	30	29	染川 善宏				
9	9	金山是次郎	31	30	吉田百々人				
10	10	伊藤 登免	32	31	山下 雅道				
11	11	亀本 正己	33	32	中野 要				
12	12	日高 輝雄	34	33	岡副 幸子				
13	13	鈴木 俊一	35	34	岡副 和子				
14	14	銅坂 信博	36	35	坂 敬一				
15	15	西尾 増子	37	36	中村 勝俊				
16	16	筒前清一郎	38	37	田中 修				
17	17	蛭田 謙二	39	38	杉本 竜三				
18	18	久保 修	40	39	赤塚 保				
19	19	亀川 辰雄	42	40	稲垣 登				
21	20	竹島 広二	43	41	樋廻 辰見				
22	21	山本 進	44	42	水谷 清				

●三重県告示第730号

昭和36年度三重県臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の交付をしたものは、次のとおりである。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 覚

種 類	種畜 証明書 番号	検査 成績 番号	記 号	名 号	品 種	生年月日	産 地	所 有 者	飼 育 者
								区 分	住 所 氏 名
豚	昭36 臨14	3級	三仔 2611	ウイルミントン・ カスガ・ミエチク6	ヨーク シャ種	昭35.11.9	三重県 種畜場	三重県	一志郡 嬉野町 種畜場
"	"15	3級	静仔 5798	第98グレイシャス ・セーション・キン リユー・ハラダ	"	"35.9.26	"	"	"
"	"16	3級	静仔 6433	第33ボール・コー バイ・キンリユー ・コダマ	"	"35.7.24	"	"	"
山 羊	"17	3級	—	岩金畜6—2	日本ザ ーネン 種	"36.2.25	"	"	"
"	"18	3級	—	岩金畜6—1	"	"36.2.25	"	"	"
"	"19	3級	—	大和泉1	"	"35.3.5	"	"	"
"	"20	3級	—	鷹富	"	"35.5.2	"	"	"

●三重県告示第731号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 覚

- 1 願人の住所氏名
志摩郡志摩町和具4314 山本 乾
- 2 埋立の場所及び面積
志摩郡志摩町和具字間崎地先海面 80坪6合5勺
- 3 埋立の目的
真珠養殖作業場
- 4 工事着手及びしゅん工年月日
着 手 昭和28年10月10日
しゅん工 昭和29年4月20日
- 5 埋立追認の年月日
昭和32年6月18日

121	115	市川 美哉	160	150	山下 洋司
122	116	川森 英生	161	151	浜田 俊輔
123	117	中沢 秀知	162	152	谷殿 貞雄
124	118	永多 功	163	153	浜村 茂一
125	119	山下 義美	164	154	浜村 悦明
126	120	伊藤 安男	165	155	森川 尚子
127	121	尾藤 林五	166	156	大西 泰生
129	122	畑井 義治	167	157	辻 相助
130	123	草川 君一	168	158	前川昭太郎
131	124	小池 勲	169	159	小坂 勝一
132	125	林 末郎	170	160	油田 稔
133	126	尾藤志津夫	171	161	仲谷 正
134	127	梅谷 正美	172	162	中田 実
135	128	森 しづ子	173	163	川上 正己
137	129	山下 庸也	174	164	高木 博
138	130	浜口 延美	175	165	大熊 信行
139	131	松本 行正	176	166	岡村 円三
140	132	中西 朴	177	167	石井 昭紘
141	133	西川 清治	178	168	小林はぎえ
142	134	永田 正	179	169	西村 隆夫
143	135	杉山 正夫			
144	136	高木 勝洋			
147	137	荒木 正勝			
148	138	平井 恭儀			
149	139	西山登喜男			
150	140	玉田 勝			
151	141	榎本 吉一			
152	142	中平 三雄			
153	143	岡本 敏次			
154	144	藤岡 睦哉			
155	145	崎 守			
156	146	榊原 敏男			
157	147	大原ふさえ			
158	148	牧平 祐二			
159	149	中井 靖夫			

のみの通話請求の承認をしなければならない。

第6条 所属長は、毎月1日から月末までの第3条による通話を集計した通話承認総括表（第2号様式）を作成し、翌月の5日までに庶務課長に提出しなければならない。

（使用の制限）

第7条 天災事変その他非常事態の発生又は構内交換設備等の障害等により通話が著しくふくそうするときは、非常、緊急通話を除き庶務課長は通話の請求を制限することができる。

（電話料の支払）

第8条 庶務課長は、電話料を納期までに支払いのできるよう関係書類をとりまとめ、出納室長に送付しなければならない。

（時間外使用）

第9条 勤務時間外にする通話にあつては、第3条、第4条及び第5条に準じ局線を使用するものとする。

（団体等の使用）

第10条 団体用務又は私用のため第3条、第4条及び第9条による通話をしようとする者は、内線又は局線の設備された課、室等の長の承認を得て通話することができる。

2 前項による通話をした者は、その通話終了後、別に定める手続きにより電話料を納入しなければならない。

（雑則）

第11条 所属長は、設備された内線を善良な管理をするとともに、内線電話機保管書（第3号様式）を庶務課長に提出しなければならない。

第12条 所属長は、庶務課長に対し内線及び局線の設備、種別等の変更の請求をすることができる。

2 前項の請求があつた場合において、庶務課長が構内交換設備上支障があると認めたものは、その請求に応じないことがある。

附 則

- 1 この訓令は、昭和36年12月25日から施行する。ただし、第8条の規定は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 構内交換電話使用取扱規程（昭和31年庁訓第2号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行後における昭和36年度支払にかかる電話料の支出方法については、なお従前の例による。

6 埋立しゆん工認可年月日
昭和36年12月5日

訓 令

●三重県訓令第23号

庁 中 一 般

県庁構内電話使用規程を次のように定める。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 覚

県庁構内電話使用規程

（目的）

第1条 この訓令は、県庁構内電話の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 内線 県庁構内交換設備に収容される電話
- (2) 局線 津電話局交換設備に収容される電話
- (3) 市内通話 津電話局地域への通話
- (4) 自動市外通話 直接市外の対話者につながる通話で、別表に定める市外局地域への通話
- (5) 市外通話 前号に定める地域以外の市外局地域への通話
- (6) 電話料 津電話局長に支払う電話料金

（通話の請求）

第3条 内線から市内通話をしようとする者は、通話をしようとする者の所属する課、室等の長（以下「所属長」という。）の承認を得て行なうものとする。

2 内線から自動市外通話をしようとする者は、市外発信通話票（第1号様式）により所属長の承認を得て行なうものとする。

第4条 内線から市外通話をしようとする者は、市外発信通話票（第1号様式）により所属長の承認を得て局線中継室に差し出し、通話順位を待つものとする。

2 市外通話の請求者は、その始話通知を受けるまでに所属長の承認を得て通話種別の変更又は取消しの請求をすることができる。

（通話請求の承認）

第5条 所属長は、経費の節約を旨とし、通話の趣旨を審査し、適当と認めたもの

第2号様式 (縦20センチメートル
横12.8センチメートル)

自動市外通話承認総括表

通話 区分	公 用				団体及び私用			
局名	件	数	時	数	料	金	件	数
市 内								
四 日 市								
香 良 洲								
松 阪								
伊 勢								
名 古 屋								
計								

昭和 年 月分の通話承認(通話票別添)は上記のとおりであります。

昭和 年 月 日

総務部庶務課長殿

課(室)長 印

第3号様式 (日本標準規格B列5番)

内線電話機保管書

種 別	設 備 数	設 備 場 所
4号A自動式卓上電話機		
自動式壁掛電話機		
計		

県庁構内電話使用規程(昭和36年三重県訓令第23号)第11条により、上記のとおりこれを保管します。

昭和 年 月 日

総務部庶務課長殿

課(室)長 印

別 表

自動市外通話局
四日市、香良洲、松阪、伊勢、名古屋

第1号様式 (日本標準規格B列6番)

市 外 発 信 通 話 票		所 属 長
昭和 年 月 日		
請 求 者 番 号・所 属 職・氏 名	番 課(室)	
対 局 名・番 号	() 番	
話 者 名 称		
通 話 種 別	非常、緊急、定時、特急、急、普	
通 話 区 分	公用 団体用務 私用	
通 話 用 件		
申 込 時 刻	申 込 局 線	
始 話 時 刻	扱 者	
時 数	料 金	円
備 考		

(注) 通話区分を明確にすること。

三重県亀山結核診査協議会委員を委嘱する

平 淳 井 筒

三重県津結核診査協議会委員を委嘱する

夫雄豪光 達利忠 納本山田 加山遠吉

三重県久居結核診査協議会委員を委嘱する

夫可男弘 立詔豪 月上塚比 望井赤日

三重県松阪結核診査協議会委員を委嘱する

男夫雄次 正通忠正 原井随谷 若藤守大

三重県伊勢結核診査協議会委員を委嘱する

文郎藏郎 正哲良四 村橋谷川 宮石左富

三重県志摩結核診査協議会委員を委嘱する

弥泰定郎 雄昭金次郎 岡島井林 西鍋沢小

三重県尾鷲結核診査協議会委員を委嘱する

博男義嶺 一幸一俊 山口野達田 山奥伊黒

也進義雄 碩正和 石林沢田 大小大藤

●三重県訓令第二十四号

農林水産部

三重県自作農維持創設資金貸付適格審査委員会規程（昭和三十年庁訓第八五三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年十二月十二日

三重県知事 田 中 覚

訓令第「農地農林部」を「農林水産部」に改める。

第二条第二項中「農地農林部長」を「農林水産部長」に改め、同条第三項中「農地開拓課、農政課、農業改良課」を「農政課、農林計画課、農業改良課、開発拓植課」に改め、同条同項の次に第四項として次の一項を加える。

4 会長は、委員として三重県信用農業協同組合連合会の長および職員一名を委嘱することができる。

第四条中「農地開拓課長」を「農林計画課長」に改める。

第七条中「三重県信用農業協同組合」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

庁 中 事 項

●叙任及び辞令

昭和36年10月27日

三重県桑名結核診査協議会委員を委嘱する

平造弼也 喜良敏 渡部本藤 渡竹笹加

茂吉馨 清 原下野本 杉木久塚

也雄詮 敏幹 藤瀬藤 加村伊

三重県四日市結核診査協議会委員を委嘱する

津保健所運営協議会委員を委嘱する
任期は昭和38年2月16日までとする

石 九 幸 介
箕 田 啓 一

駒 田 肇
中 島 正 夫
阿 部 又 七
滝 口 良 夫

津保健所運営協議会委員を解く

昭和36年11月16日

岡 本 正 之

三重県技術吏員に任命する

総合開発本部主幹を命ずる

企画調査事務担当を命ずる

昭和36年11月30日

三重県技術吏員 寺 尾 喜 好

願に依り本職を免ずる

昭和36年12月1日

三重県真珠養殖事業審議会委員を解く

三 鬼 岩 夫

川 上 定 文

三重県真珠養殖事業審議会委員を委嘱する

公 告

●農産物検査法（昭和26年法律第144号）第14条第1項による検査場所について、次のとおり追加指定されたから公告する。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 覚

農 産 物 検 査 場 所

1 指定農産物検査場所

所 在 地	級別 区分	検 査 見 込 数				最寄検査 場所までの 距離	附属 倉庫
		米	穀	麦	類		
鈴鹿市肥田町308	A級	3,120	俵	俵	俵	2,000	政府指 定倉庫
松阪市荒木町20	"	6,000		1,000	1,000	0,200	"
津市大字分部1,022	"	1,500				0,200	"
阿山郡阿山村大字西湯舟3,142	"	500				1,000	"
阿山郡伊賀町大字柏野246—6	"	2,700		200	100	1,500	"
三重郡菰野町大字菰野7,025	D級					8,000	地 区 作業場

三重県熊野結核診査協議会委員を委嘱する

望 月 立 夫
猪 木 弘 三
藤 井 明 憲
釜 本 正

三重県上野結核診査協議会委員を委嘱する

昭和36年11月1日

村 田 茂 一
中 村 春 樹
森 川 定 夫
谷 本 正 夫
水 野 広 吉
田 島 一 枝
大 橋 松
加 藤 清

桑名保健所運営協議会委員を委嘱する

任期は昭和38年2月16日までとする

中 川 弘
伊 東 俊 太郎
伊 藤 善 吾
浅 野 栄 次郎
水 谷 潤 一郎
大 崎 三 重
服 部 辰 郎

桑名保健所運営協議会委員を解く

鈴 木 孝 造

亀山保健所運営協議会委員を委嘱する

任期は昭和38年2月16日までとする

竹 内 兼 次

亀山保健所運営協議会委員を解く

三重県事務吏員

早 崎 三 郎

亀山保健所運営協議会委員を命ずる

任期は昭和38年2月16日までとする

三重県事務吏員

田 所 尚 允

亀山保健所運営協議会委員を免ずる

服 部 正 一

	明治26年6月3日	蓮宝智香信女	"
	寛政元酉9月6日	頓譽浄遊信士	"
	文政6年4月6日	覚夢童子	"
	天保12丑年8月12日	秋露童子	"
	明和2酉年10月8日	来譽浄迎信士	"
	"	迎譽妙接信女	"
	宝暦3癸酉天4月21日	宝譽義栄心譽慈光	"
	不 明	貞譽寿操鏡譽月湛	"
	宝永3丙戌年4月19日	幻夢禪童子	"
	延享3丙寅正月16日	峯山月照信士	"
	明暦4才8月12日	深翁常三居士	"
	不 明	貞宝如全信女	"
	"	全明浄提禅定門	"
十兵衛	嘉永4亥12月9日	釈浄光信士	"
十兵衛の母親	天保12年7月11日	釈妙貞信女	"
	明治4年末4月25日	倍林授徳信士	"
	明和2戌9月28日	寿山紹来信士	"
	宝延2己6月朔日	香岸浄蓮信士	"
	不 明	一夢了頓信士	唐人新町 大島氏
	"	秋雲妙葉信女	"
	"	蓮香童女	"
	明治25年3月10日	浄譽明善信士	不 詳
	天保十充年11月29日	雪山智孝信女	"
	天保15辰年9月14日	秋月自性信士	"
	文久3亥年9月17日	本光妙瑞大姉	"
	明治12年12月21日	○化散童児	"
	文政12午年10月6日	説譽授法居士	"
	文政11子年3月20日	薫譽妙貞大姉	"
	不 詳	常譽調適居士	"
	"	松譽寿貞大姉	"
	"	雲山浄白居士	"
	明治10年正月15日	本覚浄源信士	"
	明治11年12月28日	浄光雪山信士	"
	明治32年5月28日	貞心妙香信女	"
	明治38年12月4日	西譽悟道信士	武藤氏

2 指定取消検査場所

所在地 阿山郡阿山村大字湯舟3,053—1

級別区分 B級(上野支第1号)

附属倉庫 西湯舟3142番地に倉庫新設のため

雑 報

●無縁墳墓の改葬について

(衛生部兼事環境衛生課)

次の墳墓を改葬するので、縁故者は期日までに届け出るよう佐賀県から通知がありました。

1 墓地所在地

佐賀市神野町字二本松(通称平島)765の1・765の2・766・767番地
聖衆院

2 経営者の氏名

佐賀市神野町字二本松765の1番地 聖衆院 住職 大谷教真

3 届出期日

昭和37年1月20日

4 改葬地

佐賀市神野町字二本松765の1・765の2・766・767番地 聖衆院墓地

5 改葬理由

昭和36年度上多布施町大財町線街路改良工事のため

6 死亡者の氏名等

死亡者氏名	死亡年月日	法 号	所有者 (祭主)
	元明丑己5月朔日	清山浄覚信士	不 明
	安永7戌5月20日	忍山得法信士	"
	不 詳	夏月了清信士	"
	"	円室寿光信女	"
	"	春山浄香信士	"
	"	春露童子	"
俗名 吉次郎	慶応元年6月5日	夏岳浄雲信士	原 田
	"	夏月童女	不 詳
	"	安教童女	"
	"	春夢童女	"
	明治23年4月10日	善室妙光信女	"

お知らせ

●争議行為の通知の公表について

滋賀県自動車運輸労働組合連合会会長西村寛志から、昭和36年11月24日付をもつて、下記第1項の件に関し、争議行為を行なう旨の通知が労働大臣に対してなされたので、次のとおりお知らせする。

記

- 1 事件 年末手当に関する件
- 2 日時 昭和36年12月5日午前零時以降本問題の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 近江陸運株式会社の経営する路線に関連する全職場
- 4 概要 自動車運行の停止をはじめとして、ストライキを含む一切の争議行為を単独に又は併用して実施する。

昭和36年12月12日

三重県知事 田 中 寛

●正 誤

(三重県総務部税務課)

昭和36年5月1日三重県公報号外三重県訓令第10号三重県県税事務取扱規程中次のように訂正する。

記

頁上下行	正	誤
3 上 13	三重県県税犯則取締事務取扱規則	三重県県税取締事務取扱規則
6 上 3	納税の猶予状況報告書	納税猶予状況報告書
10 上 11	課税対象	課税対照
18 上 10	事業税に係る事務	事業税に係る事業
21 下 13	省令第8条	規則第40条
26 下 13	料理飲食等消費税	遊興飲食税
39 下 13.8	免税軽油使用者登録台帳兼同証交付伺簿	免税軽油使用者登録兼同証交付伺簿
40 下 1	徴収引継引受整理簿又は	徴収引継引受整理簿は
43 上 17	関係	関係
46 上 17	納税の猶予状況報告書	納税猶予状況報告書
47 下 6	徴収猶予(取消)伺書	徴収猶予(取消)伺簿
66 下 7	(ハ)	合計の税額欄(ハ)
68 下8~10	まつ消	「総課税所得金額」欄から「不 算入所得」欄の横の2線
87 右横	「法第15条第1項第3号~第4号」 「法第15条第2項」の欄を2欄 入れる。	
88 上 3	法第122条の2	条例第111条の2
" " "	法第700条の21	条例第182条
94 下 9	3修理を要するもの	3修理を要するも

文化9申年3月14日	春山浄念信士	川副氏
享保18午天8月8日	涼月順松信士	不詳
明和5戌子12月20日	秋空順信士	"
不明	法室妙雲信女	"
宝暦4年4月12日	覚心浄門信士	"
宝暦10月9日	天界慈眼信女	"
文政10申年7月18日	心源妙安信女	川副氏
文政元寅年7月	釈妙光信女	"
大正3年9月19日	柿原氏累代の墓	柿原氏
大正3年11月5日	"	"
慶応元年12月3日	"	"
大正5年5月17日	"	"
不詳	孤峰元秀居士	
"	月寒溪水大姉	
享保18年3月21日	俊岳定英居士	
不詳	寿宝了山大姉	
元明6丙午4月8日	恵心妙智信女	
寛政2戌正月10日	自証童女	
俗名 村田五衛門	〇〇5月19日	風山涼夏居士
" 村田善左衛門	安永6年丙酉4月23日	積翁善慶庵主
不詳	不詳	梅巖芳節禅尼
"	享和4子天年正月12日	聡譽智道居士
"	不詳	観譽妙察大姉
俗名 大島市介	寛政4子閏2月11日	証譽智蓮居士
俗名 玄蔵	文化元申子年8月11日	秋山良清信士
俗名南里知平光明	不詳	家運道光居士
不詳	"	仙室妙寿大姉
南里武村	天保14癸卯8月12日	南里武村
同妻	嘉永2己酉8月19日	同妻
俗名 大園徳太良	嘉永4年6月5日	夏玉善童子
不詳	不詳	悲母妙玄尼
"	"	念了寿専信士

97	上	2	県民税所得割配賦額	県民税所得割配付額
98	上	4~12	まつ消	「人員 税額」欄の左の縦線（各欄）
101	上	1	台帳	台帳
102	右横		細線	太線
104	左横		波形線	太線
106	上	8	年間回転数	年間廻転数
109	上	2	住所氏名	氏名
110	下	7~8	各欄に「所」と「税」を入れる。	「更正（修正）額」欄横の右「所」、 「税」なし
117	上	5	徴収令書記載内容	徴収令書記載内容
119	左横	2~3	「登記原因発生年月日」を入れる。	
121	上	3	条例第60条により減額すべき額	条例第60条68条により減額すべき 額
142	上	1,3	まつ消	横線
142	上	3	150頁右の第103号様式 翌年度へ繰越の下段へ「第103 号様式（整理印）」を入れる。	（整理印）
145	上	6	発生 異動年月日 消滅	取得 異動年月日 消滅
148	上	2	県固定資産税決定（修正）伺書	県固定資産税決定（修正）伺書
150	上	7	$(a) \times \frac{1}{100} (b)$	$(a) \times \frac{1}{100} (b)$
150	上	7	報償金の額 $(a) \times (b)$ (c)	報償金の額 $(a) \times (b)$ (c)
167	右よ	4~5 り 8~9	「受領印」欄を入れる。	
190	上	左横2	昭和 年 月 日 $\frac{1}{100}$ 減免	昭和 年 月 日 $\frac{1}{100}$ 減免
192	上	12	合計	合計 円
213	上	2	伺年月日	伺年月

（第三種郵便物認可）
購読料一箇月
六箇月
一箇年

五二二一
〇五〇
円円円

三重県立印刷発行
津市米町二丁目（電代六、二）
三
印刷所